



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

令和6年度 税制改正の概要

令和5年12月
復興庁

令和6年度税制改正の概要（復興庁関係部分）

令和5年12月

復興庁

1. 復興特区関係

（1）特定復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の**延長等**

- ① 機械等に係る特別償却等の特例措置
- ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置
- ③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置
- ④ 再投資等準備金に係る損金算入等の特例措置

2. 被災代替資産関係

（1）特定の資産（被災区域の土地等）の買換え等の場合の譲渡所得に係る特例措置の**廃止**

（2）被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の**延長**

3. その他

（1）被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

（2）住宅ローン減税の被災者向け措置の借入限度額及び床面積要件の**維持**

1. 復興特区関係

(1) 特定復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の延長等

被災地の雇用機会の確保等のため、令和5年度末まで講じられている①から③までの特例措置について、適用期限を令和8年3月31日まで2年間延長。また、④については令和6年3月31日の適用期限の到来をもって廃止。

<特例措置の概要>

① 機械等に係る特別償却等の特例措置

<復興庁・経済産業省・国土交通省 共同要望> 【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税、事業税

機械・装置及び建物等の特別償却（機械・装置：50%〈45%〉、建物・構築物：25%〈23%〉）又は税額控除（機械・装置：15%〈14%〉、建物・構築物：8%〈7%〉）。

※〈〉内は、令和7年度に取得等した場合。

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置

<復興庁 要望> 【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税

事業所に勤務する被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%〈9%〉を控除。

※〈〉内は、令和7年度に指定を受けた場合。

③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置

<復興庁 要望> 【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税、事業税

開発研究用資産の特別償却（中小企業者等：50%〈45%〉、中小企業者等以外：34%〈30%〉）及び当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして税額控除。

※〈〉内は、令和7年度に取得等した場合。

④ 再投資等準備金に係る損金算入等の特例措置

<復興庁・経済産業省> 【国税】法人税【地方税】法人住民税、事業税

特定復興産業集積区域内に本店を有する法人が、再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入でき、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に即時償却できる措置。

2. 被災代替資産関係

(1) 特定の資産（被災区域の土地等）の買換え等の場合の譲渡所得に係る特例措置の廃止

＜復興庁・経済産業省・国土交通省＞

【国税】所得税、法人税

ア. 被災区域内での買換え又は被災区域内から被災区域外（※）への買換え、イ. 被災区域外から被災区域内への買換え等、資産の譲渡をして、事業の用に供する資産を取得等した場合、当該譲渡資産に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳（課税繰延割合 100%）ができる特例措置について、令和6年3月31日の適用期限の到来をもって廃止。

※東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要がある区域に限る。

(2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長

＜復興庁・農林水産省・経済産業省 共同要望＞

【地方税】固定資産税

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わる償却資産を一定の被災地域内において取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置について、適用期限を令和8年3月31日まで2年間延長。

3. その他

(1) 被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

＜復興庁・国土交通省・環境省 共同要望＞

【国税】贈与税

東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、警戒区域設定指示等の対象区域の被災者のみに対象を限定した上で、引き続き非課税措置。

(2) 住宅ローン減税の被災者向け措置の借入限度額及び床面積要件の維持

＜国土交通省・復興庁・環境省 共同要望＞

【国税】所得税【地方税】個人住民税

住宅ローン減税の被災者向け措置のうち、令和6年以降に変更が予定されている借入限度額及び床面積要件について、以下のとおり維持する。

- ・借入限度額：5,000万円（子育て特例対象個人が認定住宅等の新築等をした場合に限る。）

※令和6年12月31日までに入居した場合が対象。

子育て特例対象個人：年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者

認定住宅等：認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅

認定住宅等の新築等：認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得

- ・床面積要件：合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡以上（令和5年までと同様。）

※令和6年12月31日までに建築確認が行われた場合が対象。